

「農業委員会制度・組織改革」への慎重な対応を求める意見書

平成26年6月24日、政府は「日本再興戦略」（改訂版）及び「規制改革会議第2次答申」を受けた「規制改革実施計画」を閣議決定している。

これを踏まえ、農政改革のグランドデザインである「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改定されているが、このプランでは活力に満ちた農業・農村の姿が見えてこない。特に「農業委員会制度・組織改革」については、現場と乖離した内容が多く含まれているなど問題があると考ええる。

よって、国におかれては、現場の視点に立った慎重な対応を次のとおり求める。

1 「農業委員の公選制」の存続を含めた慎重な検討を行うこと

公選制を基本とした現在の仕組みによって地域の信任を得た農業委員だからこそ、農地の権利移転などの重要な業務に責任を持ってあたることができるのである。市町村長による選任制への変更は、都道府県知事が市町村長を選任することに等しく、住民の理解を得どころか民主主義の根本を揺るがすものと考ええる。

また、市町村長が農業地域の事情に明るくという保証も無い。さらに地域からの推薦が考慮されるとしても選任者である市町村長の意向に従い慎重な議論も無く株式会社の農地取得が許可されるようなことが起こることも予測される。

2 法律に基づく「都道府県農業会議・全国農業会議所」の系統性を確保すること

都道府県農業会議・全国農業会議所と農業委員会は、一体的な関係であり、3段階制のどの部分が欠けても的確・適正な農地行政は不可能である。このため、都道府県農業会議・全国農業会議所を「農業委員会に関する法律」から除外することなく同法律のなかで系統性を確保すべきと考ええる。

3 法定化されている「意見の公表、行政庁への建議」等の機能を維持すること

公選制の農業委員による「農業委員会に関する法律」に基づく「意見の公表、建議、諮問答申」の機能は、農業者の意見を行政庁の農業施策に反映させる極めて重要な制度である。

この制度をなくしてしまえば、農業・農村の発展の主役である生産者の意見を中央に反映する手段を失うことになる。その結果、農政改革が目指すものは単なる絵空事に終わり、その実現は困難となると考える。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

福岡県糸島市議会